

政令番号66 1,2-エポキシブタン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	1.8E+1			18.0				18.0
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	6.4E+0			6.4		2.5E+0	2.5	8.9
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	1.2E+0			1.2		2.2E+0	2.2	3.4
13	東京都								
14	神奈川県	1.8E+1			18.0				18.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県	1.0E+0			1.0				1.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	9.5E+2			950.0		5.4E+2	540.0	1,490.0
23	愛知県	1.0E+0			1.0				1.0
24	三重県	3.3E+0			3.3				3.3
25	滋賀県								
26	京都府	1.3E+1			13.0				13.0
27	大阪府	6.3E+2			630.0		4.0E+2	400.0	1,030.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	4.1E+0			4.1				4.1
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.6E+3			1,646.0		9.4E+2	944.7	2,590.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。